

第 5572 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 10月 17日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行：税理士 三輪厚二)  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyou.com>

## 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ

**Q**：平成29年度の税制改正要望では、死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げが盛り込まれているとか。どのような内容になっているのですか？

**A**：現行限度額に「配偶者分×500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望しています。

### 【解説】

金融庁は、30歳代から40歳代の世帯主の場合、死亡保険金の平均的な加入金額は2,000万円から2,500万円となっており、この金額は保険契約者(被相続人)の考える最低限必要な遺族の生活資金相当額と見なすことができる。

一方、社会的支援を要する母と未成年の子からなる遺族世帯においては、家計収支の現状から、通常の勤労者世帯より家計が苦しい実態が窺えられるところ。さらに、我が国においては、相続財産の大半(約5割)が土地・家屋等の換金性の低い資産で占められている状況や平均世帯人員数が減少傾向となっており現行の非課税限度額(法定相続人数×500万円)と遺族世帯が最低限必要な生活資金である死亡保険金の平均的な加入金額(2,000万円～2,500万円)との間に差異が広がりつつある状況に鑑みると、母と未成年の子からなる遺族世帯に対して、相続税納付後の生活資金を確保していく措置が必要になるものと考えられる。として、平成29年度の税制改正で、現行限度額に「配偶者分×500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望しています。

